

# 八王子市立学童保育所指定管理者の審査に関する実施要綱

(目的)

第1条 八王子市立学童保育所の施設の管理を行う指定管理者を公正かつ適正に選定するため、審査の実施に関する事項を定めるものである。

(審査の基準)

第2条 審査にあたっては、「八王子市立学童保育所指定管理者募集要項」及び「同学童保育所業務仕様書」に基づいて、前条の目的に資するよう、応募書類の審査及びプレゼンテーションの実施により審査を行う。

(一次選定)

第3条 一次選定は、所管課において応募者の応募書類の点検確認及び応募資格について審査を行う。

(二次選定)

第4条 二次選定は、八王子市学童保育所指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行う。

2 選定委員会は、応募者の運営能力等を、応募書類及びプレゼンテーション等により選定基準に基づき総合的に判断し審査を行う。審査の方法、プレゼンテーション実施の詳細、及びその他二次選定の審査に関し必要な事項は選定委員会において決定することとする。

(選定委員会の設置)

第5条 審査機関として、選定委員会を設置する。

(組織)

第6条 選定委員会は、別表に掲げる職にある者又は代表者等をもって組織する。

(所掌事項)

第7条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定期間の満了する学童保育所の管理運営を行ってきた指定管理者を、優良事業者の適否の決定に関すること。
- (2) 応募書類の審査、評価に関すること。
- (3) 候補者の選定に関すること。
- (4) その他学童保育所指定管理者選定に関し、市長が必要とすること。

(構成)

第8条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学識経験を有する者を、副委員長にはこども家庭部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(謝礼)

第10条 選定委員の謝礼は、選定委員会の開催ごとに日額 5,000 円とする。ただし、選定委員のうち、小学校校長を代表する者及び市職員については、その限りでない。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、こども家庭部児童青少年課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

別表

学識経験を有する者	学童の保護者を代表する者	市民を代表する者
小学校校長を代表する者	児童健全育成に資する団体を代表する者	
こども家庭部長	学校教育部長	生涯学習スポーツ部長